

復員廳第二復員局公報

第四二號

昭和二十一年十月七日(月)
第二復員局文書課

○令 達

復二第二九九號

復員廳分課規程中次ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十月五日

復員廳總裁

別紙第二ノ第二十八條表中大湊地方復員局ノ項掃海部ノ欄「大湊」ヲ削ル。

(參照 六月二十日第二復員局公報)

復二第三〇〇號

復員廳第二復員局及地方復員局定員表中次ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十月五日

復員廳總裁

大湊地方復員局ノ項中復員事務官二級ノ欄「六二」ヲ「五九」ニ、同三級ノ欄「一六八」ヲ「一四八」ニ、合計ノ項中「二二〇九」ヲ「二二〇六」ニ、「二、五七三」ヲ「二、五五三」ニ改メル。

(參照 六月十九日第二復員局公報)

○通 牒

復二第三〇一號

復員廳地方復員局定員表(内譯)中次ノヤウニ改正セラレタ。

昭和二十一年十月五日

復員廳第二復員局長

大湊ノ部中掃海部ノ項ヲ削リ「七九」ヲ「五九」ニ、「二六八」ヲ「一四八」ニ、「三六八」ヲ「二六八」ニ、合計ノ項中「一、〇五五」ヲ「一、〇三五」ニ、「三、一八一」ヲ「三、〇六一」ニ、「六、一〇三」ヲ「六、〇〇三」ニ改メル。

(參照 六月二十日第二復員局公報)

復二第三〇二號

昭和二十一年復二第七號復員事務官ノ定員ニ關スル件中次ノヤウニ改正セラレタ。

昭和二十一年十月五日

復員廳第二復員局長

大湊地方復員局ノ項ヲ削リ計ノ項中「一四八」ヲ「一三一」ニ、「九三三」ヲ「八三三」ニ改メル。

(參照 六月十九日第二復員局公報)

○雜 款

復員廳第二復員局公報 第四二號 昭和二十一年十月七日

1031

0727

復員廳第二復員局公報

第四三號

昭和二十一年十月十日(木)
第二復員局文書課

○令 達

復二第二九四號

第二復員部内職員身上取扱規則ヲ左ノ通り定メル。

昭和二十一年九月二十五日

復員廳 總裁

第二復員部内職員身上取扱規則

第一章 總則

第一條 第二復員部内勤務ノ官吏ノ身上取扱ニ關シテハ、別段ノ規定アルモノノ外本則ニヨル。

第二條 本則ニオイテ所屬ノ長トハ第二復員局長及ビ地方復員局長ヲイヒ、所轄長トハ第二復員局文書課長及ビ各部長並ビニ地方復員局各部長、運航部長、掃海部長及ビ上陸地連絡所長ヲイフ。

第二章 任免

第三條 所轄長ハ部下ノ官吏ニ任用又ハ敘級スベキ者ガアルトキハ、官吏任用其中書(第一様式)ニ履歷書(第二様式)、任用資格ヲ證明スル書類(卒業證書等ヲ必要アルモノニ限ル)及ビ昭和二十一年閣令内務省令第一號第六條規定ノ調査表(三通)ヲ添ヘ、一級官及ビ二級官ニツイテハ所屬ノ長ヲ

經テ復員廳總裁(第二復員局人事部長宛送付)ニ、三級官ニツイテハ所屬ノ長ニ其中スル。

各應職員優遇令第一條又ハ第五條ノ規定ニヨリ優遇ノタメ階級スル者ガアルトキハ前項ニ準ズル、ユノ場合ニハ別ニ二級(三級)官吏優遇理由書(第三様式)ヲ添付スルガ前項調査表ハコレヲ省略スル。

一級官及ビ二級官ニ任用又ハ敘級スル者ノ其中書ニ添付スル履歷書、任用資格ヲ證明スル書類及ビ二級(三級)官吏優遇理由書ハ正副三通ヲ必要トスル。

任用其中後發令前ニ任用其中書記職事項ノ變更又ハ本人ノ所在不明、死亡ソノ他任用スルコトヲ不可トスル事項ガ生ジタトキハ、所轄長ハ一級官及ビ二級官ニツイテハ所屬ノ長ヲ經テ復員廳總裁(第二復員局人事部長宛送付)ニ、三級官ニツイテハ所屬ノ長ニ速ニコレヲ報告シテケレバナラナイ。

第四條 官吏ニ任用スル者ヲ諮詢ヲ要スル者ガアルトキハ、一級官及ビ二級官ニツイテハ第二復員局人事部長ハ高等試驗委員ニ、三級官ニツイテハ所屬ノ長ハ普通試驗委員ニソノ諮詢資料ヲ送付スル。

第五條 第二復員部内普通試驗委員ハコレヲ第二復員局ニ置キ左ノ諸官ヲ編成スル。

復員廳第二復員局公報 第四三號 昭和二十一年十月十日

一〇五

0729

委員長 人事部長

委員 人事部人事課長、人事部主務部員

第六條 所轄長ハ部下ノ官吏ヲ要スル者ガアルトキハ、事由ヲ附シ一級官及ビ二級官ニツイテハ所屬ノ長ヲ經テ復員廳總裁ニ、三級官ニツイテハ所屬ノ長ニ具申スル。

(退官願書ハ一級官及ビ二級官ニツイテハ内閣總理大臣宛、三級官ニツイテハ復員廳總裁宛トスルコト)

第七條 三級官ノ任免ハ復員廳ノ名デ所屬ノ長コレヲ行ヒ、復員廳總裁ニ報告スル。

第八條 官吏疾病ノツメ職務ニ堪ヘナイデ免官ヲ願ヒ出ルトキハ、願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付シナケレバナラナイ。

第三章 命課

第九條 一級官及ビ二級官(元海軍特務士官タル二級官ヲ除ク)ノ命課ハ復員廳總裁コレヲ行ヒ、元海軍特務士官タル二級官(以下二級官(特)ト略稱スル)及ビ三級官ノ命課ハ所屬ノ長方コレヲ行フ。

第十條 三級官ノ休職及ビ復職ハ所屬ノ長方コレヲ行ヒ、復員廳總裁ニ報告スル。

第十一條 所屬ノ長ハ相互ノ協議ニヨリ部下二級官(特)及ビ三級官ヲ他ノ所屬ニ兼務又ハ轉勤サセルコトガデキル。

前項ノ場合職課ノ命免ハ「兼務」ハ本務ノ所屬ノ長、「轉勤」ハ現所屬ノ長方コレヲ行フ。

第十二條 所屬ノ長ハ部下二級官(特)及ビ三級官ノ命課ヲ行

ツタトキハ連ニソノ辭令ヲ復員廳總裁ニ報告スル。

第四章 履歷

第十三條 官吏ノ履歷書ハ正副二通トシ、ソノ正本ハ一級官及ビ二級官(二級官(特)ヲ除ク)竝ビニ第二復員局各廳ノ三級官ニツイテハ第二復員局人事部長、二級官(特)及ビソノ他ノ三級官ニツイテハ所屬ノ長方コレヲ保管シ、副本ハ本人ノ所轄長方コレヲ保管スルモノトスル。

第十四條 前條ノ規定ニヨル所屬ノ長ハ所屬二級官(特)及ビ三級官ノ履歷簿及ビ各廳別名簿ヲ整頓保管スル。

第十五條 始メテ任用又ハ部外ヨリ轉シタ者ハ履歷書(第四様式)二通ヲ作製シ、第十三條ノ區分ニ從ヒ一通ハ第二復員局人事部長又ハ履歷書保管ノ所屬ノ長ニ、一通ハ所轄長ニ差シ出スモノトスル。

第十六條 官吏ガソノ所轄ヲ變更シタトキハ、舊所轄長ハ履歷書副本ヲ新所轄長ニ送付スル。

第十七條 履歷書ハ保管廳デコレヲ記入シナケレバナラナイ。

第十八條 官吏履歷書ニ訂正加除ヲ要スル事項ガ發生シタトキハ、第十三條ノ區分ニ從ヒ所轄長ヲ經テ連ニ第二復員局人事部長又ハ履歷書保管ノ所屬ノ長ニ届ケ出サナケレバナラナイ。

第十九條 履歷書ハ保管廳デコレヲ記入シナケレバナラナイ。

第二十條 履歷書ハ保管廳デコレヲ記入シナケレバナラナイ。

第二十一條 履歷書ハ保管廳デコレヲ記入シナケレバナラナイ。

第二十二條 履歷書ハ保管廳デコレヲ記入シナケレバナラナイ。

0730

第十九條 所轄長ハ病氣引入ノ届出又ハ轉地療養ノ願出ヲナス者デ、ソノ傷病ノ原因又ハ誘因ガ直接公務ニ關係アルモノト認メタトキハ、連ニソノ負傷又ハ罹病ノ狀況ヲ詳記シテ第二復員局人事部長又ハ履歷書保管ノ所屬ノ長ニ通報（報告）スル。

第二復員局人事部長又ハ所屬ノ長カラ前項ノ通報（報告）ヲ受ケ、傷病ノ原因ガ直接公務ニ關係アリトシテ取扱ヒ難イモノト認メタトキハ、意見ヲ附シテ所轄長ニコレヲ送付スル。

第二十條 所轄長ハ官吏デ死亡又ハ所在不明トナツタ者ガアルトキハ、ソノ旨ヲ速ニ第二復員局人事部長又ハ履歷書保管ノ所屬ノ長ニ通報（報告）シナケレバナラナイ。

所在分明シタトキモ亦同ジ。

所屬ノ長ガ前項ノ報告ヲ受ケタトキハ、コレヲ第二復員局人事部長ニ通報スル。

第二十一條 所轄長ハ部下官吏ガ退官、部外へ轉出又ハ死亡シタ場合ニハ、ソノ保管ノ履歷書副本ヲ本人又ハソノ遺族ニ下付スルコトガデキル。

雜則

第二十二條 休職官吏ハ最終ニ勤務シタ廳ヲ以テソノ所轄廳トスル。

附則

本則ハ昭和二十一年十月一日カラコレヲ施行スル。
海軍文官身上取扱規則ハコレヲ廢止スル。

復二第三〇八號

當分ノ開次ノヤツニ人員ヲ臨時増置スル。

昭和二十一年十月八日

復員廳 總裁

横須賀運航部

復員事務官 二級 二人
三級 十人
職員、備人 二十人
長浦港ノ浮流物除去及ビ同海面ノ投棄物件ノ取締ニ當ルモノ

○通牒

二復經主第七號ノ一一六

昭和二十一年十月三日

復員廳第二復員局經理部長

關係各廳長殿

雇傭人及ビ工員ノ退職手當ニ關スル件通知

首題ノ件ニ關シ左ノ通發電セラレタカラ承知シレタイ。

第二一番電（昭和二十一年十月三日發電済）

發 經理部長

宛 各地方復員局經理部長

雇傭人及ビ工員ノ退職手當ニ關スル件

一 外地ヨリ歸還ノ雇員、傭人及ビ工員ニハ本年五月十五日以後整理ノ際ニ退職手當トシテ五百圓、歸郷旅費トシテ三百圓ヲ支給スルコトニ定メラル。

0731

前項ノ退職手當ハ五月十四日以前歸還ノ雇員、傭人及ビ工員ニシテ整理ノ際退職賞與シ支給スベカリシ處コレヲ支給シ得ザリシ者ニモコレヲ支給ス。
前二項ノ手當ハ外地歸還海軍軍人軍屬申告書乙片ニヨリ給與ヲ掌理スル經理部ニテコレヲ支給ス。
前項ニヨリ經理部ニ於テ之方支拂ヲ爲ストキハ乙片ニヨリ支給スベキ未給給與ト合算ノ上ソノ内五百圓迄ハ自由支拂トシ五百圓ヲ超ユル部分ハ封鎖支拂トス。

○雜 款

○郵便物發送先

特別輸送艦 海第七七號 横須賀市田浦郵便局氣付
同 樺 横須賀市浦賀町 横須賀市浦賀町
同 早 埼 吳市下山手町吳運航部氣付
同 花 月 福岡市海岸通り二丁目 博多運航部氣付
同 横 同
同 波 風 福岡市舊柳町一六一 博多上陸地連絡所氣付
同 海第一九二號 福岡市海岸通り二丁目 博多運航部氣付
同 夏 月 同

特別保管艦 生 野 横濱市鶴見區 日本鋼管鶴見造船所氣付
特別輸送艦 海第六七號 吳市下山手町吳運航部氣付
同 輪第二〇號 佐世保市福石町 佐世保運航部氣付
同 海第一九八號 佐賀縣西松浦郡山代町浦ノ崎 川南造船所内

○殘務整理

自九月十日 西部ジャワ海軍部隊（二三所轄混成）既歸還
至十月末日 梯團（第二復員局人事部内元司政官針谷健次）
十月六日開始 大湊掃海部殘務整理班
青森縣大湊町舊大湊掃海部内

○轉官

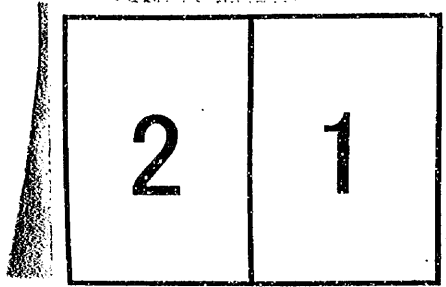
九月十六日 運輸技官ニ轉官 海軍技手兼 岡本 嘉義
九月十九日 大藏事務官ニ轉官 海軍司政官 濱岡 好人
六月十五日 厚生技官ニ轉官 海軍技師 鈴木 文亮
同 地方技官ニ轉官 同 各務 武雄
七月十五日 厚生事務官ニ轉官 海軍司政官 飼手 真吾

○死亡

[Redacted]

0732

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3 版以上のため
文書等名	2級(3級)官吏優遇理由書
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

現官職氏名	
(一) 優遇令適用條文	
(二) 本人ノ職務	
同 在職年數	
(三) (1) 總在職年數	
(2) 現 號 俸	
二級官在職年數	
(四) 優 遇 事 由	

備考

一 優遇事由欄ニハ勅令ノ規定スル優遇條件タル「本人ガ重要ナ職ニ當ツテキルコト」等ニツキ説明ヲ記載スルコト。
 二 三級官優遇理由書ニツイテハ(三)ノ項中(2)「二級官在職年數」ハ「三級官在職年數」トスルコト。

(復二第二九四號第四樣式) (用紙美濃紙)

本籍地	何都府縣何郡何市區町村番地	氏名	何 某
現住所	何都府縣何郡何市區町村番地	出生地	横濱市
族 籍	華(士)族	及 誕 辰	大正五年二月一日生
戶主氏名	何某	元ノ兵籍	元陸軍少尉
及 職 業	大藏技官	元ノ職名	
家 族	父 某 治明八、三、三 母 某 治明八、三、三 兄 某 治明八、三、三 弟 某 治明八、三、三	元ノ職名	元陸軍少尉
名 及 氏	某 治明八、三、三	元ノ職名	
誕 辰	某 治明八、三、三	元ノ職名	
年 月 日	昭和二十一年十月十日	備 考	
昭和一、三、三〇	横濱專門學校高等商業科卒業	備 考	
四、一	筆生ヲ命ス	備 考	
同日		備 考	
二、一、一〇	現役兵トシテ〇〇〇〇部隊ニ入營ス	備 考	
一、三、一、九	現役滿期即日臨時召集ヲ命セラル	備 考	
一、三、一〇、一	任陸軍少尉	備 考	
一、一、一	叙正八位	備 考	
一、一、一〇	召集解除	備 考	
一、二、一	横須賀海軍工廠事務ヲ囑託ス	備 考	
一、四、三、一	但シ報酬月額七拾圓ヲ給シ部内限利任官ヲ以テ待遇セラル	備 考	
同日	任海軍書記	備 考	
同日		備 考	
一、六、九、三〇		備 考	
一、七、九、三〇		備 考	
一、九、三、三二		備 考	
八、一五		備 考	
一〇、一、一三〇		備 考	
同日	依願免本官	備 考	
二、一、四、五	横須賀地方復員局經理部事務ヲ囑託ス	備 考	
六、一五	但シ報酬月額百四拾圓ヲ給シ部内限三級官待遇トスル	備 考	
同日	任復員事務官	備 考	
同日	叙三級	備 考	
同日		備 考	
同日	給二十號俸	備 考	
同日	横須賀地方復員局經理部附ヲ命ス	備 考	

履歴書記心得

- 一 書體ハスベテ楷書ヲ用ヒル。
- 二 戸主ノ職業欄ニハ戸主ガ本人デナイ場合ニ限リ「父何業」「兄何業」等ト記載スル。
- 三 本人ノ氏名ニハ振假名ヲ附スル。
- 四 家族名及ビ誕辰欄ニハ同一戸籍内ニアル祖父父母、父母、妻子、兄弟、姉妹ヲ記載スル。
- 五 任免轉補等ノ年月日ハ辭令發布ノ日ヲ記載スル。
- 六 事項欄ニ記載スベキ事項ハ概ネ左ノ通りデアル。

(イ) 第一段ヨリ記載スベキ事項

學業、學位、各試験合格、任官、免官(朱書)、休職及ビ非職(朱書)、轉官(他省ニ轉官ノ場合ハ朱書)、陞等、叙級、陞叙、軍人ノ待命休職豫備退任免官免役(朱書)、兵役ニ服シタ事項、退職(朱書)、失官(朱書)、死亡(朱書)。

(ロ) 第二段ヨリ記載スベキ事項

叙位、叙勳(ガアルモノハソノ全文ヲ御沙汰書ガナイモノハソノ略記スル)、賜杯(叙勳ノ例ニ同ジ)、御物御菓子料祭料幣帛ノ下賜、特別賞賜事項、授爵、記章、外國勳章記章受領領用允許、賞罰(年未賞與ノヤツトハ記入ニ)、(朱書)收禁及ビ放免(朱書)、精勤證書及ビコレニ準ズル證書、恩給、退官賜金、一時賜金、官制ノ改廢(朱書)、族籍變更改氏名(朱書)。

(ハ) 第三段ニ記載スベキ事項

職課ノ命免、増俸、病氣引入私事旅行(朱書)、委員ノ命免、外國出張並ビニ歸朝、官公署ノ勤務、民間ニオイテ從事シタ重ナ事業、恩給法ニヨル從軍年及ビ在官年加算ノ始終期。

0734

0733

(三)	總在職年數	
(2)	現 號 俸	
(四)	優 遇 事 由	

備考

一 優遇事由欄ニハ勅令ノ規定スル優遇條件タル「本人ガ重要ナ職ニ當ツテキルコト」等ニツキ説明ヲ記載スルコト。
 二 三級官優遇理由書ニツイテハ(三)ノ項中(2)「二級官在職年數」ハ「三級官在職年數」トスルコト。

(復二第二九四號第四様式) (用紙美濃紙)

本籍地	何都府縣何郡何市區町村番地	氏名	何 某
現住所	何都府縣何郡何市區町村番地	出生地	横濱市
族 籍	華(士)族	及誕生	横濱市
戶主氏名	何某	元ノ兵籍	元陸軍少尉
及職 業	何某	元ノ兵籍	元陸軍少尉
家 族	父 某 治 八、三、二 母 某 治 五、四、五 兄 某 正 三、七、三 弟 某 和 三、二、五	元ノ兵籍	元陸軍少尉
名 及 氏	父 某 治 八、三、二 母 某 治 五、四、五 兄 某 正 三、七、三 弟 某 和 三、二、五	元ノ兵籍	元陸軍少尉
年 月 日	昭和二、三、三〇	元ノ兵籍	元陸軍少尉
事 項	横濱專門學校高等商業科卒業 四、一 筆生ヲ命ス 同 日 月給金五拾五圓ヲ給ス 同 日 會計部附ヲ命ス 同 日 現役兵トシテ〇〇〇〇部隊ニ入營ス 一三、一、九 現役滿期即日臨時召集ヲ命セラル 一三、一〇、一 任陸軍少尉 一、一、一 叙正八位 一、一、二〇 召集解除 一、二、一 横須賀海軍工廠事務ヲ囑託ス 同 日 但シ報酬月額七拾圓ヲ給シ部内限制任官ヲ以テ待遇セラル 一四、三、一 任海軍書記 同 日 横須賀海軍工廠附ヲ命ス 同 日 會計部附ヲ命ス 一六、九、三〇 給五級俸 一七、九、三〇 給四級俸 一九、三、三一 給三級俸 八、一、五 給二級俸 一〇、一、一〇 給一級俸 同 日 依願免本官 一、一、四、五 横須賀地方復員局經理部事務ヲ囑託ス 但シ報酬月額百四拾圓ヲ給シ部内限制三級官待遇トスル 六、一、五 任復員事務官 同 日 叙三級 同 日 給二十號俸 同 日 横須賀地方復員局經理部附ヲ命ス	應 名	

履歴書記心得

- 一 書體ハスベテ楷書ヲ用ヒル。
- 二 戸主ノ職業欄ニハ戸主ガ本人デナイ場合ニ限リ「父何業」「兄何業」等ト記載スル。
- 三 本人ノ氏名ニハ振假名ヲ附スル。
- 四 家族名及ビ誕辰欄ニハ同一戸籍内ニアル祖父母、父母、妻子、兄弟、姉妹ヲ記載スル。
- 五 任免轉補等ノ年月日ハ辭令發布ノ日ヲ記載スル。
- 六 事項欄ニ記載スベキ條項ハ概ネ左ノ通りデアル。
 - (イ) 第一段ヨリ記載スベキ事項
 學業、學位、各試験合格、任官、免官(朱書)、休職及ビ非職(朱書)、轉官(他省ニ轉官ノ場合ハ朱書)、陞等、敘級、陞叙、軍人ノ待命休職豫備退免免役(朱書)、兵役ニ服シタ事項、退職(朱書)、失官(朱書)、死亡(朱書)。
 - (ロ) 第二段ヨリ記載スベキ事項
 叙位、敘勳(職役、事務若シクハ事件ノ功又ハ定例ノ叙勳デナイモノデ御沙汰書)、賜杯(叙勳ノ例ニ同ジ)、御物御菓子料糒糒料幣用ノ下賜、特別賞賜事項、授爵、記章、外國勳章記章受領用允許、賞罰(年未賞與ノヤツモ及ビナシ)。(朱書)、收禁及ビ放免(朱書)、精勤證書及ビコレニ準ズル證書、恩給、退官賜金、一時賜金、官制ノ改廢(朱書)、族籍變更改氏名(朱書)。
 - (ハ) 第三段ニ記載スベキ事項
 職課ノ命免、増俸、病氣引入私事旅行(朱書)、委員ノ命免、外國出張並ビニ歸朝、官公署ノ勤務、民間ニオイトテ從事シタ重要事業、恩給法ニヨル從軍年及ビ在官年加算ノ始終期。
 辭令ハソノ全文ヲ記載スル。
 八 總名ノ欄ニハ辭令ヲ發シタ總名、官名等ヲ記載スル。

0734

0733

(復二第29四號第一様式) (用紙美濃十三行罫紙)

年 月 日

職 氏 名 職印

復員廳總裁(所屬ノ長)宛
官吏任用其中書

現官職名及現俸給等	横須賀地方復員局總務部附 復員事務官(三級)二十號俸
位 勳 功 等	勳八等
氏 名	何 某
任用スベキ官名	復員事務官
級 別 俸 給	二級 二十號俸
補 職 名	横須賀地方復員局總務部附
任用ノ事由	(本欄ニハ定員ノ關係及ビ任用ノ事由ヲ詳記スルコト)

(別紙履歷書、卒業證書寫等添付)

備考

各應職員優遇令ニヨリ優遇ノタメ階級スベキ者ノ其中ニツイテハ「官吏任用其中書」ハ「官吏階級其中書」、「任用スベキ官名」ハ「階級スベキ級別」トスル。

(復二第29四號第二様式) (用紙美濃十三行罫紙)

年 月 日	事 項	履 歷 書	本籍地	復員事務官 勳八等 何 某	生年月日	應 名
大正十二年三月三十一日	〃、縣中學校卒業					
大正十二年四月五日	筆生ヲ命ス 月給參拾圓ヲ給ス					横須賀海軍工廠
昭和九年六月一日	任海軍書記 給八級俸					海 軍 省
同 日	横須賀海軍工廠附ヲ命ス					同
昭和十一年九月三十日	給七級俸					横須賀鎮守府
昭和十四年三月三十一日	給六級俸					同
昭和十五年四月二十九日	支那事變ニ於ケル功ニ依リ勳八等瑞寶章ヲ授ケ賜フ					賞 勳 局
昭和十六年九月三十日	給五級俸					横須賀鎮守府
昭和十七年九月三十日	給四級俸					同
昭和十九年三月三十一日	給三級俸					同
同 日	給二級俸					同
昭和二十年十一月三十日	給一級俸					同
昭和二十年十二月一日	昭和二十年勅令第六百八十七號ニ依リ海軍書記ハ辭令ヲ用ヒズンテ第二復員官補トナル					第二復員省
昭和二十一年四月一日	昭和二十一年勅令第九十三號ニ依リ第二復員官補ハ辭令ヲ用ヒズンテ第二復員事務官トナル					同
同 日	昭和二十一年達第八號ニ依リ二級俸ハ二十號俸トナル					同
昭和二十一年六月十五日	昭和二十一年勅令第三百十五號ニ依リ第二復員事務官ハ辭令ヲ用ヒズンテ復員事務官トナル					復 員 廳
同 日	復二第29四號ニ依リ横須賀地方復員局總務部附トナル					同

備考

技術者ニツイテハソノ經歷ヲ明カニスルヤツ配置及ビ従事業務ノ内容ヲ記載スルコト

(参考)

高等試験令第三條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

0735

復員廳第二復員局公報

第四四號

昭和二十一年十月十二日(土)
第二復員局文書課

○令 達

二復人第一八號ノ九ノ二

昭和二十一年十月十一日

復員廳第二復員局人事部長

各地方復員局人事部長
各地方世話部第二課長

歸還後直チニ入院シタ海軍軍人軍屬調査ニ關スル件照會

首題ノ件ニツイテ、別紙ノ通り醫務局長ニ照會シタ處、差支ナイ旨回答ガアツタカラ、自今コノ要領ニヨツテ處理スルコトニスル。

(別紙)

二復人第一八號ノ九

昭和二十一年八月十四日

復員廳第二復員局人事部長

醫務局長 次長 殿

歸還後直チニ入院シタ海軍軍人軍屬調査ノ件照會

閣令第六四號(昭和二十一年七月八日附)ニヨツテ定メラレタ未歸還海軍軍人軍屬ノ調査ニ關聯シテ外地ヨリ歸還上陸後直チ

復員廳第二復員局公報 第四四號 昭和二十一年十月十二日

ニ國立病院(國立療養所ヲ含ム以下同ジ)ニ入院(入所ヲ含ム以下同ジ)シ九月一日在院スル標記ノ者及ビ入院後死歿シ在籍人事部或ヒハ派遣元廳、留守擔當者等不明ノタメ未處理ノ者ニ對シ左記要領ニヨツテ一齊調査ヲ行ヒタイノデ關係國立病院ニ可然御手配ヲ願ヒタイ。

尙復員事務上必要ニツキ九月二日以後ノ入院者、退院者及死歿者中調査未了ノモノニツイテモ同一要領ニテ毎月頭調査ヲ行フヤウ御取計ヲ願ヒタイ。

一 入院中ノ者ハ別紙様式第一ノ調査(用紙半葉)ニ記註シ國立病院ヲ通ジテ次ノ所ニ送付スルコト

軍 屬	記 註 者 送 付 先	備 考
復員廳第二復員局人事部長	豫備士官事務局長	東京都澁町區霞ヶ關
軍人特務士官	橫須賀	神奈川県橫須賀市久里濱
准士官在籍	吳	廣島縣吳市
下士官	佐世保	長崎縣佐世保市
	舞鶴	京都府舞鶴市
復員廳第二復員局人事部長	地方復員局長	

0736

（二）復人第一八號ノ九様式第二）

（昭和二十一年十月十二日復員廳第三復員局公報）

一 軍人（軍屬）入院患者調査表

「大村」国立病院

終戦時ノ所轄	科別（特技章） （軍屬ハ職名）	等 （軍屬ハ派） 遣元廳	フリガナ	在籍番号 （軍屬ハ係名又ハ連絡番號）	生年月日
「二〇一軍需部」	「主計科（高経）」	「上 主 曹」	山本太郎	「佐志主 一〇〇〇」	「大 一、五、五」
「二〇一施設部」	「海軍書記」	「佐世保施設部」	山本次郎	「人 事 係」	「大 三、三、五」

二 本籍地 「長崎縣佐世保市大黒町一番地」家族住所「同上」

三 終戦時部隊所在地 「昭南」

四 現地發地名、年月日及船名 「レンバン島 二二、五、一〇二七號」

五 歸還上陸地及年月日 「大竹 二一、五、五」

六 入院年月日及傷病名 「二一、五、四 マラリヤ」

七 退院豫定 「二一、九、中旬全治退院ノ豫定」

八 歸還後家族トノ連絡ノ有無 「有（出スモ回答ナシ家族住所不明）」

（註）「」内ハ記註例ヲ示ス。

0738

(二復人第一八號ノ九様式第二)

處理未濟死亡者名簿

(昭和二十一年十月十二日復員總第二復員局公報)

「野比」國立病院

上陸地	年月日	年入院月日	傷病名	職名	所轄	氏名	年死亡月日	遺骨處 理狀況	本籍地又ハ 家族現住所
浦賀	「20124」	「20125」	「マラリヤ 榮失」	「工員」	「三三五 設營隊」	「山本次郎」	「2158」	「病院ニ 安置中」	「不明」

(註) 「」内ハ記註例ヲ示ス。

0739

復員廳第二復員局公報

第四七號

第二復員局文書課

昭和二十一年十月二十二日(火)

○通 牒

二復總第三四六號

昭和二十一年十月七日

復員廳第二復員局總務部長

關係各廳長殿

無線通信士資格銓衡檢定ニ關スル件通知

首題ノ件ニ關シ、逕信省無線通信士資格檢定委員長カラ別紙ノ通り通知ガアツタカラ可然取計ハレタイ。

(別紙)

逕信省無線通信士資格檢定委員長

無線通信士資格銓衡檢定臨時施行ニツイテ

無線通信士資格銓衡檢定ハ、毎三月、六月、九月、十二月ノ各十日ニ逕信省、各逕信局(除東京逕信局)及ビ各逕信管理部デ行ヒ其ノ他ノ日時及ビ場所デハ原則トシテ行ハナイコトトナツテキルガ今回ニ限り特ニ貴局(廳)所管ノ無線通信ニ從事中ノ復員軍人ニ對スル無線通信士資格銓衡檢定ヲ次ノヤウニ臨時ニ施行セラレルトナツタカラ御諒知ト共ニ關係ノ向ニ周知方御配慮願ヒタイ。

記

一 試問期日

十一月十六日(土) 兩日ノ中何レカ一日午前九時ヨリ
十一月十九日(火)

復員廳第二復員局公報 第四七號 昭和二十一年十月二十二日

一一五

二 試問場所

逕信省電波局、名古屋、大阪、廣島、松山、熊本、仙臺及ビ札幌ノ各逕信局、信越及ビ北陸ノ各逕信管理部

舞鶴及ビ佐世保地方復員局、博多及ビ鹿兒島艦船運航部ノ中何レカ一箇所

三 申請資格者

現在貴局(廳)施設ノ無線通信ニ從事中ノ復員軍人デ未ダ無線通信士資格ヲ取得シテキナイ者(本年八月ニ施行ノ無線通信士資格銓衡檢定受験者ノ及落ハ凡ソ十月五日頃發表ノ豫定デアルガ右ニ不合格トナツタ者ヲ含ム)

四 申請手續

貴局(廳)ニ於テ次ノ關係書類ヲ一括取纏メノ上當局宛十月二十五日必着ヲ期シテ提出サレタイ。

イ 各申請者毎ニ完備シタ無線通信士資格檢定申請書類(證明書ヲ含ム)(別紙参照)

ロ 受験希望月日及ビ受験希望場所別ニ取纏メタ次ノ様式ノ申請者名簿

(何月何日何地ニ於テ希望ノ分)

申請資格等級 氏 名 備 考

註 申請書類ニツイテモ希望月日、及ビ希望場所別ニ區

別シ本名簿記載ノ順ニ編級セラレタリ。尚期日後ノモノ及ビ書類不備ノモノハ受理シ兼ヘルコト。

五 其ノ他 本件檢定ノ及落決定ハ無線通信士資格檢定委員長ヨリ一括シテ貴局(廳)宛通知スルコト。

無線通信士資格檢定關係申請手續

一 提出書類

(一) 銓衡檢定申請 一定ノ無線通信ノ實務經驗アル者ニシテ新ニ又ハ上級ノ資格等級ヲ受有セントスル場合

イ 檢定申請書

ロ 履歷書

ハ 卒業證明書

ニ 實歷證明書

(二) 再渡申請 (合格證書ヲ滅失又ハ毀損シタル場合) 再渡申請書

ロ 滅失又ハ毀損ノ事實ヲ證スベキ書類アラバ其ノ寫

イ 書換申請書 (改氏名又ハ轉籍等ノ場合)

ロ 戸籍抄本又ハ戸籍證明書

(三) 實歷證明書 (外地證書ノ書換ハ右ノ外履歷書、證書ノ謄本ヲ要ス)

(四) 指定交付申請 (現在資格等級ヲ有シ相當期間船舶又ハ航空機通信ノ實歷アル者ニシテ其ノ等級ノ指定證書ヲ受有セントスル場合)

イ 交付申請書

ロ 履歷書

ハ 實歷證明書 (現在ノ等級ニ合格シタル後ニ於ケル船舶又ハ航空機通信ノ從事期間ノ證明)

ニ 卒業證明書 (無線電信講習所卒業又ハ修業者ニ限リ添附)

二 檢定手数料 (郵便切手ヲ以テ申請書ニ貼附ノコト)

イ 檢定ノ場合 一級八回 二級六回 三級及航空級四回

ロ 再渡、書換、指定交付ノ場合 各一回

三 提出先 東京都廳布區飯倉町 逓信院電波局監理課

四 注意事項

(一) 用紙ハ美濃紙ヲ使用セラレタキコト但シ巴ム得ズ他ノ用紙ヲ使用ノ場合ハ其ノ大サシ本紙大トセラレタキコト。

(二) 檢定手数料ハ可及的高額郵便切手ヲ使用セラレタキコト (巴ム得ズ少額ノ場合ハ貼附セズ添附セラレタキコト又小爲替證書モ便宜取扱フコト)。

(三) 證明書ノ様式ハ任意ナルモ左ニ依ルコト

イ 卒業證明書 卒業(又ハ修業)年月日及部科別ヲ明記

ロ 實歷證明書 自至年月日及合計期間ヲ明記ノコト

ニ 尙寫ナル場合ハ餘白ニ發給學校長ノ證明ヲ要スルコト

ハ 實歷證明書 自至年月日及合計期間ヲ明記ノコト

ニ 尙寫ナル場合ハ餘白ニ發給學校長ノ證明ヲ要スルコト

ハ 實歷證明書 自至年月日及合計期間ヲ明記ノコト

ニ 尙寫ナル場合ハ餘白ニ發給學校長ノ證明ヲ要スルコト

ハ 實歷證明書 自至年月日及合計期間ヲ明記ノコト

ニ 尙寫ナル場合ハ餘白ニ發給學校長ノ證明ヲ要スルコト

ハ 實歷證明書 自至年月日及合計期間ヲ明記ノコト

ニ 尙寫ナル場合ハ餘白ニ發給學校長ノ證明ヲ要スルコト

ハ 實歷證明書 自至年月日及合計期間ヲ明記ノコト

ニ 尙寫ナル場合ハ餘白ニ發給學校長ノ證明ヲ要スルコト

ハ 實歷證明書 自至年月日及合計期間ヲ明記ノコト

ニ 尙寫ナル場合ハ餘白ニ發給學校長ノ證明ヲ要スルコト

ハ 實歷證明書 自至年月日及合計期間ヲ明記ノコト

ニ 尙寫ナル場合ハ餘白ニ發給學校長ノ證明ヲ要スルコト

0741

尙右ハ所屬會社又ハ官廳ノ長、管海官廳、
船舶運賃會等ノ相當證明ニシテ個人印ノ
ミニ依ル證明ハ受理シ兼ネルコト

ハ 軍關係ノ證明ハ地方世話部長又ハ復員人事部長ノ證明
ニ限ルコト

(四) 申請書記載ノ住所ハ受信地(肩書等ヲ洩サザル様)ニシ
テ轉居等ノ場合ハ申請書記載ノ舊住所トノ連絡ヲ保ツト共
ニ當課ニ通知セラレタキコト。

(五) 返信用封筒(表面ニ自己ノ住所氏名ヲ明記)ヲ可及的添
附セラレタキコト。

(六) 照會ハ總テ返信用封筒(表面ニ自己ノ住所氏名ヲ明記シ
郵便切手貼附)ヲ添附セラレタキコト。

無線通信士資格檢定關係申請書様式

一 檢定申請書

無線通信士資格檢定申請書

四 四 級 級
六 六 級 級
郵 郵 切 切 手 手

都道府縣(本籍都道府縣名ノ)
(ミ記載)

申請人 氏 フ リ カ ナ
生 年 月 日 名 ナ

等級 第 第 級 級

私儀無線通信士資格檢定規則ニ依リ前記等級ノ銜(又ハ試驗)
檢定相受度同規則第八條ニ依ル書類ヲ添ヘ申請ス

年 月 日

現住所(證書等ノ送付ヲ受クベキ場所ヲ)
(詳細ニ記載)

二 再渡及書換申請書

無線通信士資格檢定證書再渡申請書

選信大臣 殿 氏 名 ㊦

都道府縣(本籍都道府縣名ノ)
(ミ記載)

申請人 氏 フ リ カ ナ
生 年 月 日 名 ナ

等級 第 第 級 級

合格證書番號 第 號 (不明ノ場合ハ空欄トス)
右合格證書左記事由ニ依リ再渡(又ハ書換)相受度無線通信士
資格檢定規則第十一條ニ依ル書類ヲ添ヘ申請ス

申請ノ事由(詳細ニ記載)

年 月 日

現住所(證書等ノ送付ヲ受クベキ場所ヲ)
(詳細ニ記載)

選信大臣 殿 氏 名 ㊦

都道府縣(本籍都道府縣名ノ)
(ミ記載)

申請人 氏 フ リ カ ナ
生 年 月 日 名 ナ

三 指定證書交付申請書

指定無線通信士資格檢定證書交付申請書

選信大臣 殿 氏 名 ㊦

都道府縣(本籍都道府縣名ノ)
(ミ記載)

申請人 氏 フ リ カ ナ
生 年 月 日 名 ナ

復員廳第二復員局公報 第四七號 昭和二十一年十月二十二日

一一七

0742

指定合格證書等級及種別 第 級船舶(又航空機)
現合格證書等級及番號 第 級第 號
右指定合格證書交付相受度無線通信士資格檢定規則第十一條ニ
依ル書類ヲ添ヘ申請ス

年 月 日

現住所(證書等ノ送付ヲ受クベキ場所ヲ)
右 氏 名 〇

選信大臣 殿

氏 名 〇

四 履歷書 本籍 書 氏 名 〇

生 年 月 日 名 〇

學 業

一、年 月 日 何學校何科ニ入學

一、年 月 日 何學校何科修業又ハ卒業若ハ退校

一、年 月 日 無線通信士資格檢定第 級合格(第 號)

職 務

一、年 月 日 何會社ニ入社(官廳ノ場合ハ官職名記載)

一、自 年 月 日 何々ニ於テ何々ノ職務ニ從事

賞 罰

一、年 月 日、何々
右ノ通相違無之候也

年 月 日

現住所

右 氏 名 〇

二復總第七番電 發二復總務部長(略)

二復總電信課第一四番電 發二復總電信課長

二復總務第七番電(十月五日)關聯

通信士資格檢定ハ要員ノ過剩其ノ他諸種ノ事情ニ依リ前回受験
者中不合格者多ク延イテハ他省ヘノ移管モ本資格ナクテハ困難
視サレル現狀ナルノミナラズ選信省ニ於テモ最近現業員ニ付資
格ニ對スル吟味ヲ嚴重ニナシツ、アリ就テハ前回ノ檢定ニモ鑑
ミ左記考慮ノ上將來荷シクモ通信ヲ以テ身ヲ立テントスル者ハ
凡テ本檢定ニ合格スル事ヲ前條件ト心得勉強スル如ク指導サ
レ度

一 一般ニ英語ニ重點ヲ置クコト。
二 八月ノ受験者中不合格ハ意外ニ多數アル由ニ付(未發表)
之ニ自信ナカリシ者モ準備シ置クコト。

三 今回ノ檢定實施期日等ハ選信省ノ好意ニ依ルモノニシテ此
ノ種便宜ハ將來期待出來ズ特別ノ事由ナキ限リ此ノ機ニ受験
スルヲ有利トス。

0743

復員廳第二復員局公報

第四八號

昭和二十一年十月二十五日(金)
第二復員局文書課

○令 達

二復第三三九號

第二復員部内務給家族下渡規則ヲ次ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十月二十三日

復員廳總裁

第十三條中「公表」ノ下ニ「(内報ノ含ム)」ヲ加ヘ第二項ヲ削ル。

第十四條中「死亡公表」ヲ「死亡内報」ニ改メル。

第十五條ノ二ヲ削ル。

第十八條中「臨時家族手當、臨時物價手當、臨時手當及普通賞與」ヲ「及ビ臨時家族手當」ニ改メル。

第十九條中「普通賞與、特別賞與、臨時家族手當、臨時物價手當及臨時手當」ヲ「及ビ臨時家族手當」ニ改メル。

第二十條削除。

ノ欄ヲ削ル。

様式第一、同第二及ビ同第四中

臨時物價	臨時手當	賞與

附則

本則ハ昭和二十一年十月一日以後ノ給與ニツキコレヲ適用スル。

○通 牒

復二第三二〇號

昭和二十一年十月十四日

復員廳第二復員局長

關係各廳長殿

糧食品換給ニ關スル件通牒

昭和二十年十二月一日官房需第二號別表第二ノ中ヲ次ノヤウニ改正シ、昭和二十一年十月一日以後ノ給與ニ付テ、コレヲ適用出來ルコトニ定メラレタ。

追ツテ本年六月十一日官房需第一二號ニヨル支給額ハ左ノ通

品 種	艦船乗組員	内埠岸上ニ在ル艦船乗組員タルベキ豫備員
生 計 諸	二三〇四瓦	二〇四八瓦
生馬鈴薯	二八八〇瓦	二五六〇瓦

復員廳第二復員局公報 第四八號 昭和二十一年十月二十五日

一九

0744

記
(米)ノ項換給品種、量額及記事ノ欄併ノ素ノ次ニ次ノヤウニ
加ヘル。

生 甘 薯	(二五六〇〇)	米麥ノ需給困難ナル場合ニ
生 馬 鈴 薯	(二六〇〇〇)	限リ換給スルコトヲ得
	(三三〇〇〇)	
	(二〇〇〇〇)	

○ 雜 款

○ 轉官

四月十五日 臺灣總督府專賣局技手 海軍技手 大迫 正種
= 轉官

○ 死亡

第二復員事務官若月 健ハ六月十日死去シタ。

0745

復員廳第二復員局公報

第四九號

第二復員局文書課

昭和二十一年十月二十六日(土)

○通 牒

復二第三四〇號

昭和二十一年十月二十四日

復員廳第二復員局文書課長

關係各廳殿

電話交換機使用時刻ニ關スル件通牒

第二復員局ノ電話交換機ノ使用時刻ハ十月二十八日(月)ヨリ當分ノ間自〇七〇〇至二二〇〇トシ同時刻以外ノ對外電話連絡ハ宿直官室備附ノ電話「銀座57八一六」ニヨリ宿直官ガコレニ當ルコトニ定メラレタ。

二復總第三五八號

昭和二十一年十月二十四日

復員廳第二復員局總務部長

關係各廳長殿

特別保管艦艇回航準備特別作業實施要領ノ件

通牒

首題ノ件次ノ通り定メ試行セシメラレル。

特別保管艦艇回航準備特別作業實施要領

指導方針

復員廳第二復員局公報 第四九號 昭和二十一年十月二十六日

長期碇泊ニ因ル保管員ノ士氣沈滞及ビ航海、運轉ニ對スル技術ノ低下ヲ防止スルト共ニ、機關其ノ他諸裝置ノ整備狀況ヲ確認サセテ、同型艦艇二隻ノ全保管員(定員ノ約半數)ヲ以テ一隻ヲ回航シ得ル丈ケノ衝力ヲ附與シ、出動命令即應ノ態勢ヲ整備スルニ在ル。

二 實施要領

(イ) 當該地方復員局長所定ニ依リ各組毎ニ毎月一隻宛出動準備作業並ニ出動作業ヲ實施スルノヲ標準トシテ出動艦艇ニ對シ他ノ一隻ノ保管員ヲ補充シテ定員ノ約半數ノ人員ヲ以テ作業ヲ實施スル。但シ基準保管艦實施ノ場合ハ陸上待機ノ豫備員ヲ乘艦セシメルノヲ例トスル。

(ロ) 出動作業前六日間乗員ノ配置教育並ビニ作動試験、繫留運轉等ノ出動準備作業ヲ實施シテ七日目ニ出動作業ヲ實施スルノヲ標準トスル。

特別作業實施標準ハ別表ノ通デアル。

(ハ) 出動作業ハ十二節四時間以内トスル。

(ニ) 出動作業中E旗ノ後端ヲ三角ニ切取ツタ燕尾旗ヲ掲揚スル。

(ホ) 特別作業實施艦艇及ビ實施期日ハ當該地方復員局長ガソノ都度之ヲ指定スル。

0746

三 主要研究項目及作業項目

(イ) 研究項目

- (一) 出動準備作業及ビ期間ノ檢討
- (二) 出動作業ニ對スル成果ノ檢討
- (三) 特別保管艦艇配員ノ檢討
- (四) 船體、機關整備法ノ檢討

(ロ) 作業項目

- 船體、機關各部ノ作動狀況ヲ確認スルト共ニ出動艦艇ニ補充サレタ對艦ノ保管員又ハ陸上豫備員ニ對シ各自ノ配置ニ慣熟セシメル爲左ヲ實施スル。
- (一) 出入港法 (投揚錨法、浮標繫留及ビ解纜出港法)
- (二) 地文航法
- (三) 操艦法 (其ノ場回頭、溺者救助法等)
- (四) 横付法
- (五) 運轉操縱法
- (六) 指揮通信法

四 報 告

各地方復員局長ハ特別作業實施十日前迄ニ到達スル如ク實施計畫ノ概要 (艦名實施期日、出港及ビ歸投豫定時刻、作業海面、主要作業項目等) ヲ電報其中スルト共ニ行動豫定圖 (第一艦ノ分ノミ提出、爾後ハ之ニ準ズルモノトスル) ヲ提出シ作業終了後速ニ成果竝ビニ所見ニ通テ提出スル。

(別表添)

○ 雜 款

○ 郵便物發送先

- 特別保管艦 董 横須賀市 横須賀運航部長浦分室氣付
- 特別輸送艦 濟 州 佐世保郵便局氣付
- 同 海第二七號 同
- 同 栗 橋 福岡市海岸通二丁目 博多運航部氣付

0747

（二復總第三五八號別表）

（昭和二十一年十月二十六日復員廳第二復員局公報）

特別保管艦艇特別作業實施標準						
日	主要作業		甲 板 部		機 關 部	
第一日	機 構 調 査		錨鎖車機構及ビ取扱説明、浮標繫留及ビ解纜法説明		諸管系調査、弁「コック」閉閉手入	
第二日	配 置 教 育		航海兵器取扱法及ビ故障處置法説明		補助機械機構研究竝ビニ整備手入	
第三日	作 動 試 験		出入港準備説明並ビニ出入港甲板作業實習		各「パツキン」箱整備、各「タンク」濾器等ノ調査、排水管系調査	
第四日	作 動 試 験		揚錨機作動試験及ビ分解手入、電動捲揚機作動試験		罐裝試シ、通氣通油試験、補助機械試運転、非常装置作動試験	
第五日	作 動 試 験		操舵装置作動試験、測深儀作動試験		運轉準備	
第六日	繫 留 運 轉		艦橋機械室間指揮通信装置作動試験、通信傳令法、轉輪羅針儀作動試験		艦橋機械室間指揮、通信装置作動試験、通信傳令法、諸計器作動確認、舵取機、舵角指示機作動確認、「サイレン」試験	
第七日	出 動 作 業		出港準備、出港（浮標解纜出港法）、其場回頭法、溺者救助法、投揚錨法、入港（横付法及ビ浮標繫留法）		罐點火汽釀法、煖機煖管法、蒸化器使用法、主機械操縱法及發停法、發電機及ビ空氣壓縮「ポンプ」運轉法	

0748

復員廳第二復員局公報

第五〇號

昭和二十一年十月二十九日(火)
第二復員局文書課

〇令 達

復二第三二六號

特別輸送艦船ノ定員ヲ別表ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十月十六日

復員廳 總裁

(別表一葉添)

復二第三五八號

第二復員部内臨時勤務地手當支給規則ヲ次ノヤウニ制定スル。

昭和二十一年十月二十八日

復員廳 總裁

第二復員部内臨時勤務地手當支給規則

第一條 官吏同待遇者、囑託者、雇員及ビ傭人ニシテ東京都ノ

區ノ存スル區域、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及ビ名古屋

屋市ニアル第二復員部内各廳ニ勤務スル者ニハ本則ニヨリ臨時

勤務地手當ヲ支給スル。但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ

コノ限リテナイ。

一 俸給又ハ給料(報酬ヲ含ム以下コレニ同ジ)ノ支給ヲ受

ケナイ者又ハ第二復員部内ノ勤務ヲ本務トシナイ者。

二 休職中ノ者。

三 外地又ハ外國ニアル者(特別輸送艦船乗員トシテ派遣サ

レタ者ヲ除ク)。

四 臨時ニ雇傭又ハ囑託サレタ者デ雇傭又ハ囑託ノ日ヨリ六

月ヲ超エナイ者(第二復員部内ニ勤務シタル者引續キ臨時

ニ雇傭又ハ囑託サレタル場合ヲ除ク)。

第二條 手當ハ俸給又ハ給料ノ一割ニ相當スル金額トスル。

第三條 手當ハ毎月俸給又ハ給料ノ支給定日ニコレヲ支給スル

但シ轉勤、轉雇、轉備、退職、死亡等ノ場合ハソノ月分ノ全

額ヲ支給スル。

第四條 手當ノ支給ヲ受ケル者ガ手當ヲ受ケル他ノ廳ニ轉勤、

轉雇又ハ轉備シタトキハ新所屬廳ニ於テハソノ翌月分カラコ

レヲ支給スル。

第五條 手當ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハソノ間之ヲ支給

シナイ。

一 俸給又ハ給料ノ支給シナイ月

二 休職ノトキハソノ翌月ヨリ復職ノ前月迄

三 留置、勾留、處刑又ハ被告事件ノ爲護送ノトキハソノ月

ヨリ取消又ハ釋放ノ前日ノ屬スル月迄

復員廳第二復員局公報 第五〇號 昭和二十一年十月二十九日

一一三

0749

第六條 本則ニ定ムルモノヲ除クノ外手當ノ支給ニ關シテハ俸給又ハ給料支給ノ例ニ依ル。

附則

本則ハ昭和二十一年七月一日以後ノ給與ニツキコレヲ適用スル。

復二第三五九號

第二復員部内職員給與規則中次ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十月二十八日

復員廳總裁

第七條第二項中「二十三號俸」ヲ「十二號俸」ニ改メル。

第一表備考中第一號ヲ第二號トシ以下順次一號宛線下ダ第一號トシテ左ノ一號ヲ加ヘル。

一 本表ノ俸給、報酬又ハ給料トハ現ニ受ケル俸給、報酬又ハ給料ノ額ニカカハラズ附表ニ掲ゲル給與俸給、報酬又ハ給料ノ額ニ夫々對應スル假定俸給、報酬又ハ給料ノ額ニヨツテコレヲ計算スル。

第一表ニ別表ノ附表ヲ加ヘル。

附則

本則ハ昭和二十一年七月一日以後ノ給與ニツキコレヲ適用スル但シ第一表ノ改正規定ハ昭和二十一年十一月一日ヨリコレヲ施行スル。

前項但書ノ施行上昭和二十一年七月一日ヨリ昭和二十一年十月

三十一日ニ至ル期間ノ航海日當ノ支給ニ付テハ昭和二十一年六月三十日現在ノ俸給、報酬又ハ給料ノ額ヲ以テ第一表ノ俸給、報酬又ハ給料ノ額ト看做ス。

(別紙添)

復二第三六〇號

第二復員部内臨時家族手當支給規則中次ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十月二十八日

復員廳總裁

第一條第三號末尾ニ「第二復員部内ニ勤務シタル者引續キ臨時ニ雇傭又ハ囑託サレタル場合ヲ除ク」ヲ加ヘル。

第二條 手當ハ扶養家族一人ニツキ左ノ區分ニヨリコレヲ支給ス。

内地ニアル各廳ニ勤務スル者

一 東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ヲ勤務地トスル者

一月 百圓

二 其ノ他ノ市ヲ勤務地トスル者及艦船ノ乗員

一月 八十圓

三 町村ヲ勤務地トスル者

一月 六十圓

外地又ハ外國ニ在ル者ニシテ内地ニ扶養家族ヲ殘置スルモノ(兵ヲ除ク)

0750

一 東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ヲ俸給ノ家族渡ヲ受クル家族（以下本條ニ於テ當該家族ト稱ス）ノ居住地トスル者 一月 九十圓

二 其ノ他ノ市ヲ當該家族ノ居住地トスル者 一月 七十圓

三 町村ヲ當該家族ノ居住地トスル者 一月 五十圓

第三條 第一條ノ規定ニ該當スル者（以下職員ト稱ス）ト同一戸籍内ニ在ル妻（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）及滿十八歳未滿ノ子（養子縁組ニヨルモノハ推定家督相續人ニ限ル）ハ之ヲ扶養家族トス但シ所屬廳長ニ於テ相當ノ勤勞所得、資産所得、事業所得等アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第三條ノ二 職員ト同一戸籍内ニ在ル左ニ掲グル者ノ内主トシテ職員ノ收入ニヨリ生計ヲ維持スルコトヲ所屬廳長ガ承認セル者ハコレヲ扶養家族ト爲スコトヲ得。

一 滿六十歳以上ノ父母及祖父母

二 滿十八歳未滿ノ孫（養子縁組ニヨルモノハ推定家督相續人ニ限ル）

三 滿十八歳未滿ノ弟妹

四 不具廢疾者

附 則

復員廳第二復員局公報 第五〇號 昭和二十一年十月二十九日

一二五

本則ハ昭和二十一年七月一日以後ノ給與ニツキコレヲ適用スル。

左ノ令達ハ昭和二十一年六月三十日限りコレヲ廢止スル。

第二復員部内勤續手當支給規則

第二復員部内臨時物價手當支給規則

第二復員部内臨時手當支給規則

外地又ハ外國ニアル軍人軍屬ニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和二十一年九月三十日迄第二復員部内臨時物價手當支給規則及第二復員部内臨時手當支給規則ヲ適用スル。

○ 雜 款

○ 郵便物發送先

特別輸送艦 海第三二二號 鹿兒島市住吉町海岸通

鹿兒島運航部氣付

同 屋 代 横須賀市田浦局氣付

0751

(復二第三二六號別表)

特別輸送艦船定員表

(昭和二十一年十月二十九日復員廳第二復員局公報)

區分 特別輸送艦船	二級事務官、三級事務官(元准士官)											三級事務官(元下士官)、雇員																			總計	備考						
	元兵科ノモノ				元機關科ノモノ			元主計科ノモノ				元水兵科ノモノ				元機關科ノモノ						元主計科ノモノ																
	艦船長	航海長	分隊長	乗組	機長	分隊長	乗組	主計長	乗組	醫務長	乗組	測的	操舵	應急	信號	電信	氣象	常測	其他	計	主機	補機	罐	電機	内火	金工	木工	無章	計	經理			衣糧	無章	計	元ノ看護科ノモノ	合	
	1	1	2	2	1	2	1	3	1	0	1	1	1	1	3	5	0	0	70	85	0	3	0	0	0	0	2	2	51	82			2	2	15	19	4	190
鹿島	1	1	2	2	1	2	1	3	1	0	1	1	1	3	5	0	0	70	85	0	3	0	0	0	0	2	2	51	82	2	2	15	19	4	190	208	一 葛城、冬月、繪一七四ノ定員ハ從前ノ定員ニヨル。 二 同一欄中上方ノ數字ハ中央ニテ下方ノ數字ハ地方ニテ配員スルヲ標準トスル。	
元一等驅逐艦	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	20	31	0	2	0	3	2	1	1	30	51	1	1	0	8	1	91		101
同雪風	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	20	31	0	2	0	3	2	1	1	35	56	1	1	0	8	1	96		106
同波風	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	13	21	3	2	3	3	2	1	1	20	35	1	1	4	6	1	66		74
同雪月、夏月、春月、花月	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	3	2	3	4	0	0	30	42	0	2	0	3	2	1	1	35	56	1	1	9	11	2	111		122
同初梅、初櫻、萩、椿、楓、桐、梅、橘、櫻、桃、梨、杏、桃、梨、杏、桃、梨、杏	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	14	25	3	2	0	2	1	1	0	33	48	1	1	0	8	1	82		92
元海防艦古守、摺屋、隠岐、對馬	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	13	24	0	2	0	2	0	1	0	15	26	1	1	4	6	1	57		67
同波太、四飯、福江	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	13	24	0	2	0	2	0	1	0	15	26	1	1	4	6	1	57		67
同保高、宇久、金輪、伊王	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	13	24	0	2	0	2	0	1	0	15	26	1	1	4	6	1	57		67
同27, 37, 55, 67, 70, 81, 85, 87, 105, 107, 205, 207, 221	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	11	22	0	2	0	2	0	1	0	12	23	1	1	4	6	1	52		62
同14, 10, 52, 36, 52, 60, 78, 106, 118, 120, 142, 160, 192, 196	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	11	22	3	2	3	2	1	1	0	22	34	1	1	4	6	1	63		73
元一等輸送艦 18, 10, 20	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2	2	2	2	3	4	0	0	13	24	0	2	0	3	2	1	1	30	51	1	1	8	10	6	91	103		
元二等輸送艦 147, 172	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	11	22	3	2	3	2	1	1	0	22	34	1	1	3	5	1	62		72
元敷設艦 鷹	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	13	24	0	2	0	3	2	1	1	30	51	1	1	6	8	1	84		94
同箕面	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	2	2	3	4	0	0	13	24	0	2	0	3	2	1	1	30	51	1	1	6	8	1	84		94
元敷設艦 五	1	1	0	1	1	0	0	3	1	0	1	0	0	2	2	3	4	0	0	11	22	0	2	0	2	0	1	0	15	26	1	1	4	6	1	55		65
同神島、粟島	1	1	0	1	1	0	0	3	1	0	1	0	0	2	1	3	4	0	0	11	21	0	3	0	2	0	1	0	12	23	1	1	3	5	1	50		60
元掃海艦 21	1	1	0	1	0	0	0	3	1	0	1	0	0	2	1	3	4	0	0	10	20	3	2	3	2	1	1	0	22	34	1	1	3	5	1	60		70
元特務艦 白崎、荒崎、早崎	1	1	0	1	0	0	1	2	1	0	1	0	0	2	2	3	4	0	0	11	22	0	2	0	2	0	1	0	12	23	1	1	4	6	1	52		62
同波勝	1	1	0	1	0	0	0	3	1	0	1	0	0	2	2	3	4	0	0	13	24	0	2	0	3	2	1	1	30	51	1	1	8	10	1	86		96
朝風丸	1	1	1	1	0	1	1	3	1	0	1	0	0	3	2	3	5	0	0	25	38	3	2	5	2	2	1	1	50	46	1	1	18	20	3	107	120	
ほろ丸	1	1	0	1	1	0	1	2	1	0	1	0	0	2	2	3	4	0	0	11	22	0	0	0	2	3	1	1	13	20	1	1	4	6	1	49	59	
栗橋	1	1	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	2	3	0	0	3	12	2	0	3	2	0	0	0	13	20	1	0	2	3	1	36	45		

0752

(復二第三五九號附表)

(昭和二十一年十月二十九日復員廳第二復員局公報)

給與俸給(報酬、給料)月額	三〇〇以下	三三〇	三六〇	三九〇	四二〇	四六〇	五〇〇	五四〇	五八〇	六二〇
給與俸給(報酬、給料)月額	四五	五〇	五五	六五	七五	八五	九五	一〇五	一一五	一二五
給與俸給(報酬、給料)月額	六六〇	七〇〇	七五〇	八〇〇	八五〇	九〇〇	九五〇	一〇〇〇	一〇五〇	一一〇〇
給與俸給(報酬、給料)月額	一三五	一四五	一六〇	一七五	一九〇	二〇五	二二〇	二四〇	二六〇	二八〇
給與俸給(報酬、給料)月額	一一五〇	一二〇〇	一三〇〇	一四〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一七〇〇	一八〇〇	一九〇〇	二〇〇〇
給與俸給(報酬、給料)月額	三〇〇	三二〇	三六〇	四〇〇	四四〇	四八〇	五二〇	五六〇	六〇〇	六五〇

給與俸給(報酬、給料)額ガコノ表記載ノ額ニ合致シナイモノニツイテハソノ直近多額ノ俸給(報酬、給料)額ニ對スル假定俸給(報酬、給料)額ニヨル。

0753

復員廳第二復員局公報

第五一號

昭和二十一年十月三十日(水)
第二復員局文書課

○通牒

六復人第一號ノ三七

昭和二十一年十月二十八日

復員廳第二復員局人事部長

各廳長 殿

二級事務官及ビ同待遇者名簿送付ノ件照會

配員事務上必要ニツキ十一月十日現在ニオイテ各廳(特別輸送艦船、掃海艦船、特別保管艦船及ビ地方世話部第二復員課ヲ含ム)ノ二級事務官及ビ同待遇者名簿二通ヲ左記様式ニヨリ速ニ送付サレタイ。

記

件名番號 昭和二一年 月 日 送付

昭和二一年 月 日

廳名

二級事務官同待遇者名簿(月 日現在)

職(置配)	官等	官及號俸	氏名	電報符	在籍地方	復員局別	記事

註

一 「配置」ハ「庶務主任」、「機械長」等ト具體的ニ記入スルコト。

二 「舊海軍官等」及ビ「官及號俸」ハ左例ニヨリ記入ノコト。

「舊海軍官等」「主中佐」、「少佐」、「大尉(機)」、「理事官」官及號俸「事務官 二十一號俸」、「囑託 五百四拾圓」三「在籍地方復員局別」ハ元特務士官ノミ記入ノコト。

二復經主第七號ノ二二二

昭和二十一年十月二十八日

復員廳第二復員局經理部長

關係各廳長 殿

外地又ハ外國ニアル者ノ給與ノ取扱ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ左ノ通發電セラレタカラ承知サレタイ。

第二三番電 (昭和二十一年十月二十一日發電濟)

發 第二復員局長

宛 部内一般

復員廳第二復員局公報 第五一號 昭和二十一年十月三十日

一一七

0754

外地給與ニ關スル件

外地又ハ外國ニアル軍人軍屬ノ給與ハ左ニヨルコトニ定メラレ
タ。

一 俸給、報酬及ビ給料

(イ) 内地ニ扶養家族ヲ殘置シナイ者
改正シナイ。

(ロ) 内地ニ扶養家族ヲ殘置スル者

昭和二十一年九月三十日現在ノ俸給、報酬又ハ給料ニ臨時
物價手當相當額(月額五十四)及ビ臨時手當相當額(六大
都市以外ノ市ニツキ定メタ額ノ二分ノ一ノ額但シ算出基礎
額中臨時家族手當ヲ除ク)ヲ加ヘタ合計金額ヲ新俸給、新
報酬又ハ新給料トシ昭和二十一年十月一日ヨリ適用スル。

二 臨時家族手當

昭和二十一年七月分以降左ノ通改正スル(兵ニハ支給シナイ)
但シ昭和二十一年七、八、九月分ノ臨時手當算出基礎額ノ臨
時家族手當ノ額ハ従前ノ額ニ依ル。

(イ) 東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、横濱市、神
戸市及ビ名古屋市の居住トスル者
下單ニ家族ト言フ)ノ居住トスル者

(ロ) 扶養家族一名ニ付キ月額 九十圓
其ノ他ノ市ヲ家族ノ居住地トスル者

(ハ) 同シク 七十圓
町村ヲ家族ノ居住地トスル者 五十圓

三 特別加俸

昭和二十一年十月一日以降海軍給與令第三十四條ノ特別加俸
ハ支給シナイ。

四 第一號ノ改正俸給等ノ細目ニ關シテハ第二復員局人事部長
及ビ同經理部長ヨリ通牒スル。
(註) 通牒ハ別送スル。

二復經主第七號ノ一一九

昭和二十一年十月二十一日

復員廳第二復員局人事部長
復員廳第二復員局經理部長

各關係廳長殿

外地又ハ外國ニアル者ノ給與ノ取扱ニ關スル
件通牒

外地又ハ外國ニアル海軍々人軍屬ノ給與ハ左記ニヨリ取扱フコ
トニ定メラレタカラ承知サレタイ。

記

第一 俸給、報酬及ビ給料

軍人、文官同待遇者(囑託者ヲ除ク)ノ俸給

一 内地ニ扶養家族ヲ殘置シナイ者

改正シナイ。

二 内地ニ扶養家族ヲ殘置スル者

昭和二十一年九月三十日現在ノ俸給月額(イ)及ビ(ロ)ノ手當

0755

相當額ヲ加ヘタ合計金額ニ相當スル金額ヲソノ新俸給トシ
別位未滿ヲ切捨テル。

(イ) 臨時物價手当相當額
月額五十圓トスル。

(ロ) 臨時手当相當額

昭和二十一年九月三十日現在ノ俸給月額ニ(イ)ノ手当相當
額ヲ加ヘタ合計金額(十圓未滿ハ切捨テル)ニツキ別表

ニ定メタ額ヲ臨時手当相當額トスル。

雇員、傭人及ビ工員ノ給料

内地ニ扶養家族ヲ殘置シナイ者ノ給料ハ改定シナイ。内地

ニ扶養家族ヲ殘置スル者ノ給料ハ昭和二十一年九月三十日

現在ノ給料月額(日給ハ三十日分ヲ月額トスル)ニ軍人、文

官同待遇者ノ部(イ)及ビ(ロ)ニ準ジタ金額ヲ加ヘタ金額(圓

位未滿ハ切捨テル)ニ相當スル額ヲ新給料ノ月額又ハ日額トス

ル。

囑託者ノ報酬

文官ノ待遇ヲ受ケル者ハ文官ニ、無待遇ノ者ハ雇員ニ準ジ

テ改定スル。

第二 臨時家族手当

臨時家族手当ハ毎月一日現在ノ俸給ノ家族下渡ヲ受ケル家族

ノ居住地ニツキ定メタ額ヲ支給スル月ノ二日以降ニ主たる居

住地ノ變更アルモノノ月分ノ手当ノ額ハ變更シナイ。

(註) 兵ニハ臨時家族手当ハ支給サレナイ。
第三 給與ノ差額追給要領

昭和二十一年十月分ノ有扶養家族者ノ給與ハ新給與制度ニヨ

リ支給スベキ新俸給、新報酬又ハ新給料並ビニ昭和二十一年

七月分乃至十月分ノ新臨時家族手当ノ合計額カラ同期間内ニ

舊給與制度ニヨリ既ニ支給済ノ舊俸給、舊報酬又ハ舊給料、

臨時物價手当、臨時手当及ビ舊臨時家族手当ノ合計額ヲ差引

イタ殘額ニ相當スル金額ヲ追給スル。

右追給額ガ新舊家族手当ノ差額ヲ超エルトキハ新舊家族手当

ノ差額ノ部分ハ在外部隊諸費、臨時家族手当ノ科目カラ新舊

家族手当ノ差額ヲ超エル部分ハ軍人、文官ノ分ハ在外部隊諸

費俸給カラ其ノ他ノ分ハ在外部隊諸費、雜給ノ科目カラ追給

スル。

前項ノ追給額ハ一應全額在外部隊諸費、臨時家族手当ノ科目

カラ支出シ後日一括正當科目ニ科目更正シテ差支ナイ。

(註) 本件ニツイテハ家族下渡額ノ變更ハ本人ノ請求ヲ要シ

ナイ。

第四 手續及ビ報告

俸給、報酬又ハ給料ノ改定ノ手續ハ俸給、報酬又ハ給料ノ家

族下渡廳長タル經理部長ガコレヲ行フモノトスル。

經理部長前項ニヨリ俸給、報酬及ビ給料ノ改定ヲ爲シタトキ

ハ官階(又ハ囑託者、雇員及ビ傭人)別調書(別紙様式)ヲ

昭和二十一年十一月十五日迄ニ第二復員局長ニ報告スルモノ

復員廳第二復員局公報 第五一號 昭和二十一年十月三十日

一一九

0756

トスル

附則

本通牒ハ昭和二十一年十月一日ヨリコレヲ適用スル但シ臨時家族手當ニ關スル部分ハ昭和二十一年七月一日ヨリコレヲ適用スル。

(別表添)

○雜款

○正誤

十月二十五日附復員廳第二復員局公報令達欄第一一九頁第二復員部内俸給家族下渡規則改正中「二復第三三九號」ハ「復第二三三九號」ノ、第十八條中「及ビ臨時家族手當」ニ改メ「各」ヲ削「ル」ノ執モ誤

0757

（二）復經主第七號ノ一一九別表

（昭和二十一年十月三十日復員廳第二復員局公報）

臨時手当相當額表

九〇〇円	三四五円	六八〇円	三八八円	四六〇円	三四一円	二四〇円	二〇〇円
八九〇	三四八	六七〇	三八八	四五〇	三三五	二三〇	一九三
八八〇	三五二	六六〇	三八八	四四〇	三三〇	二二〇	一八六
八七〇	三五五	六五〇	三八七	四三〇	三二四	二一〇	一七八
八六〇	三五九	六四〇	三八七	四二〇	三一八	二〇〇	一七〇
八五〇	三六二	六三〇	三八六	四一〇	三一二	一九〇	一六二
八四〇	三六五	六二〇	三八五	四〇〇	三〇六	一八〇	一五三
八三〇	三六七	六一〇	三八四	三九〇	三〇一	一七〇	一四五
八二〇	三七〇	六〇〇	三八三	三八〇	二九四	一六〇	一三六
八一〇	三七二	五九〇	三八二	三七〇	二八八	一五〇	一二八
八〇〇	三七四	五八〇	三八〇	三六〇	二八二	一四〇	一一九
七九〇	三七七	五七〇	三七八	三五〇	二七六	一三〇	一一一
七八〇	三八〇	五六〇	三七七	三四〇	二六九	一二〇	一〇二
七七〇	三八二	五五〇	三七四	三三〇	二六三	一一〇	九四
七六〇	三八三	五四〇	三七二	三二〇	二五六	一〇〇	八五
七五〇	三八四	五三〇	三七〇	三一〇	二四九	九〇	七七
七四〇	三八五	五二〇	三六七	三〇〇	二四三	八〇	六八
七三〇	三八六	五一〇	三六五	二九〇	二三六	七〇	六〇
七二〇	三八七	五〇〇	三六二	二八〇	二三九	六〇	五一
七一〇	三八七	四九〇	三五七	二七〇	二三二	五〇	四三
七〇〇	三八七	四八〇	三五七	二六〇	二二五		
六九〇	三八八	四七〇	三四六	二五〇	二〇八		

0758

(二復經主第七號ノ一一九別紙様式)

(昭和二十一年十月三十日復員廳第二復員局公報)

新俸給(新報酬、新給料)官階別調書

昭和二十一年十月一日現在

何地方復員局經理部

區分	員數	合計金額	扶養家族員數					計
			一人	二人	三人	何人		
大將								
中將								
少將								
勅任文官								
一等								
二等								
奏任文官								
三等								
四等								
何人								
判任文官								
奏任待遇勅託者								
判任待遇勅託者								
雇員								
傭人								
工員								

0758-2